

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県人事委員会委員長 高 畑 富 士 子

徳島県人事委員会規則一一七

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法第三十八条の二第七項の規定に基づき、徳島県に公平委員会の事務を委託した町村(以下「委託町村」という。)並びに一部事務組合及び広域連合(以下「委託一部事務組合等」という。)の職員が行う同項の規定による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第二条 前条の届出は、委託町村及び委託一部事務組合等の職員が法第三十八条の二第七項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記様式)を徳島県人事委員会に提出して行うものとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

徳島県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定により、次のとおり届出をします。

また、この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏 名 印	生年月日(年齢) 年 月 日生( 歳)
地方公共団体・所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号